

「電力の小売営業に関する指針」の改定の建議について

(趣旨)

「電力の小売営業に関する指針」の改定について、経済産業大臣に建議することについて御審議いただく。

主なポイント

1. これまでの検討状況について

本指針は、小売の全面自由化に伴い、関係事業者が電気事業法及びその関係法令を遵守するための指針を示すとともに、関係事業者による自主的な取組を促す指針を示すものとして平成28年1月に制定され、同年7月、平成29年6月及び平成30年9月に改定が行われた。

今般、需要家が小売電気事業者の切替え（スイッチング）を行う際の取戻し営業行為に関して、制度設計専門会合（本年3月29日、7月20日、9月20日、及び10月23日開催）における審議を踏まえ、スイッチング期間中の取戻し営業行為に関し、本指針の改定案を作成した。本年10月29日開催の本委員会での御審議を経て、更に、広く国民の皆様から御意見をいただくため、本指針の改定案について本年10月29日から11月27日にかけて、パブリックコメントを実施したところ。

2. パブリックコメントの結果

パブリックコメントでは、本指針の改定案に対する提出意見はなかった。

3. 改定の経済産業大臣への建議

以上を踏まえ、パブリックコメントに付した内容のとおり、本指針の改定を資料3-1により経済産業大臣に建議することに関し、御審議いただく。

＜参考＞「電力の小売営業に関する指針」の改定案の主な内容について

① スイッチング期間において取戻し営業行為を行うこと

需要家が切替え後の小売電気事業者にスイッチングを申し込んでから、スイッチングが完了し、切替え後の小売電気事業者による小売供給が開始されるまでの間（以下「スイッチング期間」という。）に、切替え前の小売電気事業者が、当該需要家が切替え後の小売電気事業者へのスイッチングを申し込んだ旨の情報（以下「スイッチング情報」という。）を知らず、当該需要家が既に申し込んだスイッチングを撤回させることを目的とする行為（ただし、需要家の要請を受けて行う場合を除く。以下「取戻し営業行為」という。）を行うことは、これによりスイッチングを阻害し、電気事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあり、問題となる行為と位置付ける。

② 社内管理体制の構築

小売電気事業者においては、取戻し営業行為を防止するため、スイッチング情報についての社内の情報管理体制の構築、営業活動に関わる役職員に対する社内教育、取戻し営業行為に関し問題となる行為等についての周知徹底など、取戻し営業行為の防止に関する適切な社内管理体制を構築することを望ましい行為と位置付ける。